

福祉医療機構が実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」と、長野県社協が実施する「長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済」の両方に加入している施設・法人様へ

令和7年2月
社会福祉法人長野県社会福祉協議会
総務企画部 共済事業グループ

加入者が退職した場合の福祉医療機構システムへの入力時 留意事項について
—長野県内の施設・法人様については、「福祉医療機構を後に請求」を選択してください—

令和7年1月から「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」が変更したことに伴い、すべての手続きがオンライン形式となりました。

それに伴い、福祉医療機構が実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」と長野県社協が実施する「長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済」の両方に加入する施設・法人様から退職給付金の「請求の順番」について、問い合わせを数多くいただいています。

この場合、原則として福祉医療機構を後に請求（福祉医療機構が源泉徴収）するものとし、以下に留意して手続きを進めてください。

(1) 「退職情報 登録（退職手当金支払い順番の登録）」画面で、「福祉医療機構を後に請求」を選択する。

退職手当共済システム 操作説明書

3.9 都道府県の共済制度などに加入している場合は、請求の順番を登録、更新する

都道府県の共済制度などに加入されている場合、退職所得の源泉徴収を行う都府県上、福祉医療機構と同時に請求をすることはできません。

「退職情報 登録（退職手当金支払いの順番の登録）」画面にて、都道府県の共済制度などへの加入有無と、退職手当金の請求の順番を入力し「次へ」ボタンをクリックします。

なお、加入をされていた場合でも、退職金が支給されず、源泉徴収票の発行もされない場合は、「未加入」に変更し、手続きを進めてください。

山井川 社会福祉法人 福祉医療機構 退職手当共済システム

〇〇〇法人 種 困ったときは

退職情報 登録（退職手当金支払いの順番の登録）

共済契約者ホーム / 登録方法選択 / 退職予定者一覧 / 退職情報 登録時の事前確認 / 退職情報 登録 / 退職情報 登録（添付書類の確認） / 退職情報 登録（就業状況の確認） / 退職情報 登録（本俸月額登録） / 退職情報 登録（退職手当支払いの順番の登録）

1 退職者の基本情報登録 2 添付書類の登録 3 就業状況の登録確認 4 退職した月以降6ヶ月の本俸月額登録 5 退職手当金請求の順番登録 6 源泉徴収票の登録 7 登録内容の確認 8 機構へ提出

都道府県の退職手当金制度に加入されている場合、退職所得の源泉徴収を行う都府県上、福祉医療機構と同時に請求をすることはできません。予め退職手当金の請求の順番を決めていただく必要があります。

なお、福祉医療機構を後に請求される場合は、都道府県の退職金制度から発行された源泉徴収票の添付が必要となります。

職員番号	00001
退職者名	共済 太郎
都道府県の退職金制度への加入有無 【必須】	<input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="radio"/> 未加入
退職手当金請求の順番 【必須】	<input checked="" type="radio"/> 福祉医療機構を先に請求 <input type="radio"/> 福祉医療機構を後に請求

戻る 新保存 **次へ**

「福祉医療機構を後に請求」を選ぶ

(2) 「退職情報 登録（添付書類の確認）」画面で、「後で登録」を選択する。

※前頁で「福祉医療機構を後に請求する」を選択した施設・法人が長野県社会福祉協議会からの源泉徴収票が届く前に手続きを進める場合、必要です。

3.10 福祉医療機構以外の退職所得の源泉徴収票がある場合は、登録する

福祉医療機構以外の退職所得がある場合、源泉徴収票の登録が必要となります。

「退職情報 登録（添付書類の確認）」画面にて、退職所得の源泉徴収票に係る情報の入力をして「次へ」ボタンをクリックします。

● 都道府県の共済制度などへの加入有で、かつ「福祉医療機構の退職金を後に請求する」場合

- 都道府県の共済制度などの制度から発行された退職所得の源泉徴収票について内容の登録とファイルのアップロードを行います。
- 源泉徴収票が発行されていない場合は、後で登録いただくことも可能です。「後で登録」を選択します。

職員番号 ② 00001

退職者名 ②

退職所得に係る情報を入力してください。

源泉徴収票の登録枚数 1枚

後で登録

就労年月日 【必須】 YYYY / MM / DD

控除期間 (月) 【必須】

戻る 一時保存 次へ